

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 特定工場等に関する規制（第四条—第十三条）
第三章 特定建設作業に関する規制（第十四条—第十五条）
第四章 道路交通振動に係る要請（第十六条）
第五章 雜則（第十七条—第二十三条）
第六章 罰則（第二十四条—第二十八条）
附則 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。（定義）	第二章 特定工場等に関する規制（規制基準の設定）
第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。	第三条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定をするときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。
この法律において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であつて政令で定めるものをいう。	第四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定をするときは、環境大臣が特定工場等において発生する振動について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、当該指定に係る地域について、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準を定めなければならない。
この法律において「道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。」が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。（地域の指定）	第五条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。

第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設の設置の届出）	第七条 一の地域が指定地域となつた際にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が特定施設となつた際に指定地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。
（規制基準の遵守義務）	第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定によつて、同項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる。
第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。	第九条 市町村長は、第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該施設のすべてを承継する。
（特定施設の設置の届出）	第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号から第五号に掲げる事項の変更をしてよどするときは、当該事項の変更に係る工事の開始日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第六条 第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。（計画変更勧告）	第十二条 市町村長は、指定地域内に設置された特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するためには限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。
第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するためには限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。	第十三条 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないので特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
二 工場又は事業場の名称及び所在の数	第十四条 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等につ
三 特定施設の種類及び能力ごとの数	
四 振動の防止の方法	
五 特定施設の使用の方法	

いては、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、四年間）は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

（小規模の事業者に対する配慮）

第十三条 市町村長は、小規模の事業者に対する第九条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又是命令の内容について特に配慮しなければならない。

第三章 特定建設作業に関する規制

（特定建設作業の実施の届出）

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二、建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

三、特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間

四、振動の防止の方法

五、その他環境省令で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれるると認めるときは、当該建設工事を施す

工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないので特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行つては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。

第四章 道路交通振動に係る要請

（測定に基づく要請）

第十六条 市町村長は、第十九条の測定を行つた場合において、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれないと認めるときは、道路管理者に對し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

3 市町村長は、第一項の要請があつた場合において、道路交通振動の防止のため必要なと認めると認めるときは、当該道路の部分の舗装、維持又は修繕の措置を執るものとする。

第五章 雜則

（報告及び検査）

第十七条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができること

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す證明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（振動の測定）

第十八条 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十一条第二項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く）である特定施設を設置する者については、第六条から第十二条までの規定並びに第十二条第二項及び第十三条の規定（第九条に係る部分に限る）を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

2 前項に規定する法律に基づく権限を有する国
の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条第一項、第十条又は第十二条第三項の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設の所在地を管轄する市町村長に通知するものとする。

3 市町村長は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する振動によりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれる認めるときは、行政機関の長に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条第二項（第九条に係る部分に限る）の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

4 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該市町村長に通知するものとする。

2 前項の規定による要請があつた場合において、政令で定めるところにより、特定建設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができること

（研究の推進等）

第二十二条 国は、振動を発生する施設の改良のための研究、振動の生活環境に及ぼす影響の研究その他の振動の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（条例との関係）

第二十三条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する振動に關し、當該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域において建設工事として行われる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する振動又はその作業に伴つて発生する振動に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

3 第二十二条第一項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該市町村長に通知するものとする。

4 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該市町村長に通知するものとする。

（罰則）

第二十四条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第六条第一項の規定による届出をせよ、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令（同条第一項の規定による勧告によるものに限る）をしようとする。

十条（「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める部分に限る。）、第五十一条及び第五十三条の規定 平成十六年四月一日

号附
抄 見
(平成二十六年六月九日法衙第六四)

（施行期日）
第一条 本法律は、平成十七年四月一日から施行

（処分等に関する経過措置）
第一項の規定は、平成二年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は、公布の日から、附則第四条第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

第二十六条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この法律において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつる。（政令委任）

（施行期日）
抄
（平成二十三年六月二二日法律第七〇号）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律五百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日（いわゆる遅い日）から施行する。

(施行期日) ○五号 挑

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略 八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自

治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十九年法律第四十九号）の項並びに別表第三十九条から第五十条までの改正規定による。）、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十九条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十二条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十八条の改正規定に限る。）、第二十三条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条规定の改正規定に限る。）、第二十二条の五の二十三、第二十四条の二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十八条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十三条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定を除く。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条の改正規定に限る。）、第五十四条（道路法第二百五十二条から第二十九条までの改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二百五十二条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第二百二条（道路整備特別措置法第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第二百三条、第二百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第二百七条、第二百八条、第二百九条

十五条（首都圏近郊緑地保全法第五十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十三条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る。）、第一百四十二条（地方拠点都市規定期に限る。）、第一百四十二条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十九条、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百八十八条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第五十五条の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第一百二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条（第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）及び同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する特

る法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、百第六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、百第六十九条、第七十七条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、百七十四条、第七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条规定から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十九条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一項の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から第七十七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
(振動規制法の一部改正に伴う経過措置)

第八十一条 この法律（附則）

ハ十一條この法律（附則第一条各号に掲げるものを除く。）の規定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置（罰則に關するもの）

の法律の施行に關し必要な經過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) _____
号(抄)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定期間の規定

附見金屬二月一八日漫錄第十一號抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。

(施行期日) 二〇一〇年三月三十日

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。